

碧南市建設工事設計変更事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、碧南市発注の建設工事に係る設計図書の照査、設計内容の変更及びこれに伴う契約変更の取扱いについて必要な事項を定めるものとする

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 設計図書の照査 碧南市公共工事契約約款第18条に基づき、請負者が条件変更等の確認を請求することをいう。
- (2) 設計変更 碧南市契約規則第39条の規定による「契約内容の変更」により元設計を変更することをいい、第7条の規定により、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ請負者に通知することを含むものとする。
- (3) 工期延長 碧南市契約規則第39条の規定による「契約内容の変更」により工期を延長することをいう。

(設計図書の照査の手続き)

第3条 設計図書の照査は工事打合簿（碧南市工事監督要領 様式第2号）に照査項目一覧表（様式第1号）を添付し、必要に応じて条件確認通知事項等一覧（様式第2号）を添付するものとする。

- 2 設計図書の照査が提出された場合、必要に応じて、監督職員は調査を行ったうえ調査結果を請負者へ工事打合簿に条件確認通知事項等一覧（様式第2号）を添付し、回答するものとする。

(設計変更の要件)

第4条 設計変更は、碧南市公共工事請負契約約款に規定する事項又は特に定めた契約条件に規定する事項に該当し、次に掲げる要件を満たす場合において、元設計を変更する必要があるときに行うことができる。

- (1) 発注後に発生した外的条件によるもの。
 - ア 自然現象、その他不可抗力による場合
 - イ 他事業及び施行条件等に関連する場合
 - ウ 地元調整等の処理による場合
 - エ 安全対策に基づく場合（交通誘導警備員、仮設工等）

(2) 発注時において確認困難な要因に基づくもの。

ア 推定岩盤線の確認に基づく場合

イ 地盤支持力の確認に基づく場合

ウ 土質・地質の確認に基づく場合

エ 地下埋設物の撤去等に基づく場合

オ 建設リサイクル法等に基づく場合（数量、処理方法、処理場等の変更）

カ 諸経費調整に基づく場合

キ 施工条件の明示項目の変更にに基づく場合

ク 測量・地質調査時等に判明が不可能な場合

ケ 設計図書の不一致、誤謬、脱漏、不明確な表示、設計図書の施工条件と工事現場の不一致及びその他確認困難な要因による場合

コ 物価変動に対応する場合

(3) 週休2日制工事の達成状況によるもの。

(4) 事業の進捗を図るもの。

2 前項の語句の定義

(1) 前項（1）イについて

「他事業」とは、他機関、公益事業者等の現に実施中又は計画中の事業というものとする。

(2) 前項（1）ウについて

円滑な事業実施上やむを得ない場合で、かつ、合理的なものでなければならない。

なお、「地元調整等」とは、地域住民の要望をはじめ、公安委員会等の他機関、公益事業者等の要望を含むものとする。

(3) 前項（3）について

本項は、設計額と契約額との差額（いわゆる執行残）を年度末近くにおいて別途に発注すべきいとまがない場合において、当該予算が計上された主旨に沿って既発注工事の事業的効果或は投資効果を促進するため、増工する場合等をいうものである。

なお、本項による増工が認められるものは、原則として継続事業であり、かつ既発注工事と工種・工法が基本的に異ならないものであること。

（設計変更による契約変更の範囲）

第5条 設計変更により契約変更のできる範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合と

する。ただし、国庫補助、県費補助等について定めのある場合は、それぞれの補助要綱によるものとする。

- (1) 設計変更による増加額が当初契約金額の30パーセント以内（別途発注することが妥当な場合を除く）の場合

ただし、30パーセントを超えるものであっても、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合については、契約変更をすることができるものとする。

なお、「30パーセント」という範囲は、契約変更が2回、3回と重なることがあっても、当初契約金額に対する各回毎の累計概算増加額がこの範囲を超えてはならない。

- (2) 設計変更により現契約金額を減額する場合

- 2 諸経費調整を伴う設計変更の場合は、諸経費調整後の契約金額をもって「当初契約金額」と読み替える。

（工期延長の範囲）

第6条 工期延長は、変更原因の処理日数及び残工事の所要日数を出来るだけ正確に把握し、最小限にとどめるものとする。

（設計変更の時期）

第7条 設計変更はその必要が生じた都度、監督職員が行わなければならない。ただし、次に掲げる各号のいずれかの条件を満たす場合は、当該変更に係る工事施工後に設計変更を行うことができるものとする。

- (1) 工事施工前に数量が定まらないもの。
- (2) 防災及び安全管理のため、緊急施工が必要なもの。
- (3) 請負者の責によらない事由で、設計変更を待つことができないもの（第三者への影響があるもの）。

（設計変更の協議）

第8条 監督職員は、請負業者から設計内容の変更の協議があったときは、工事打合簿（碧南市工事監督要領 様式第2号）の提出日を協議開始日とする。ただし、変更に関する調査等に相当の期間を要する場合は、協議開始日を工事打合簿の受理後7日以内に回答すること。

- 2 監督職員は、設計変更をしようとするときは、工事変更伺書（碧南市建設工事施行事務取扱要領 様式第39号）に設計変更協議書（碧南市建設工事施行事務取扱要領 様

式第40号)、必要に応じて変更積算根拠を添えて別表1に示す決裁を受けなければならない。この場合、工事変更伺書に記載する変更の理由は、第4条の「設計変更の要件」に該当する項目を明記し、併せて具体的な理由を記述しなければならない。なお、該当する項目が2以上となる場合も同様とする。

3 監督職員は、前項の決裁を得たうえで現場代理人に対し、設計変更協議書により、工事設計変更の協議を行わなければならない。

4 監督職員は、変更の協議が調ったときは、協議開始の日から14日以内に現場代理人とともに設計変更協議書に自署または押印すること。この場合、協議開始日は、工事変更伺の起案日とする。

5 監督職員は、自ら設計の内容を変更しようとする場合において、契約変更により設計変更協議書を作成するときは、工事打合簿を省略することができる。ただし、変更に関する調査等に相当の期間を要する場合は、工事打合簿を作成し、協議開始日を変更の事実が発生した日から7日以内に通知すること。

(工期延長の協議)

第9条 契約者は、天災地変その他やむを得ない理由により工期の延長の請求をしようとするときは、工期延長請求書(碧南市建設工事施行事務取扱要領 様式第41号)に理由書(碧南市建設工事施行事務取扱要領 様式第42号)を添えて監督職員に提出するものとする。

2 監督職員は、前項の理由により工期を延長しようとするときは、工事変更伺書(碧南市建設工事施行事務取扱要領 様式第39号)に工期延長請求書及び理由書を添えて工事担当部長の決裁を受けるものとする。この場合、協議開始日を工期延長請求書の受理後7日以内に回答するものとする。

3 監督職員は、自ら工期を延長しようとするときは、工事変更伺書及び工期変更協議書(碧南市建設工事施行事務取扱要領 様式第43号)を作成し、工事担当部長の決裁を受けるものとする。

4 監督職員は、前項の協議が調ったときは契約者の現場代理人と共に工期変更協議書に自署または押印するものとする。

5 監督職員は、工期を延長するときは、工期延長通知書(碧南市建設工事施行事務取扱要領 様式第44号)により契約者に通知するものとする。

(契約変更の時期)

第10条 設計変更に伴う契約変更の手続きは、新規工種の追加等重要な設計変更の必要が生じた場合に遅滞なく行うものとする。ただし、次に掲げる各号のいずれかの条件を満たす変更又は軽微な変更の場合は、当該変更に係る工事施工後に契約変更を行うことができるものとする。

- (1) 工事施工前に数量が定まらないもの。
- (2) 防災及び安全管理のため、緊急施工が必要なもの。
- (3) 請負者の責によらない事由で、設計変更を待つことができないもの（第三者への影響があるもの）。
- (4) 工期延長通知書（碧南市建設工事施行事務取扱要領 様式第44号）による通知を行ったもの。

2 工事施工後に変更契約をする場合は、完了予定日より14日以前に変更契約ができるよう事務を進めること。

（契約変更の手続き）

第11条 工事担当課長は、当該工事の契約を変更しようとするときは、契約変更事務依頼書（碧南市建設工事施行事務取扱要領 様式第45号）に工事変更伺書（碧南市建設工事施行事務取扱要領 様式第39号）、設計変更協議書（碧南市建設工事施行事務取扱要領 様式第40号）及び変更設計図書を添えて契約担当課長に依頼しなければならない。

2 契約担当職員は、契約の変更をしようとするときは、工事変更契約伺書（碧南市建設工事施行事務取扱要領 様式第46号）に建設工事変更請負契約書（碧南市建設工事施行事務取扱要領 様式第47号）、工事変更伺書及び変更設計図書を添えて決裁を受けなければならない。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行するものとする。

この要領は、令和6年4月1日から施行するものとする。

別表 1（第 8 条関係）

概算増減額※ 1	100 万円以下	100 万円を超え 1000 万円以下	1000 万円を超える
決裁区分	工事担当課長	工事担当部長	工事施工伺の決裁者
合議区分	—	財政担当課長	総務部長

※ 1 概算増減額とは、当初契約金額に対する増減額をいう。ただし、複数回にわたり設計変更協議が行われる場合は、概算増減額の累計額を本表に照らし、適用する。また、諸経費調整を伴う設計変更の場合は、第 5 条第 2 項の定めるところによる。